

議案第 125 号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「市長等となった日」を「任期開始の日」に改め、同項ただし書中「月の初日に就任した場合」を「任期開始の日が月の初日の場合」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（退職手当の特例）

12 平成 27 年 10 月 5 日に現に在職する市長が、退職し再び市長になった場合又は現に在職する任期をもって退職した場合における当該退職に伴う退職手当については、第 5 条の規定にかかわらず、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 10 月 5 日から適用する。